

別表 1

社会福祉施設整備要綱に基づく補助金

区分	設置者	整備内容
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項に規定する保護施設（同項第 3 号に規定する医療保護施設を除く。）	社会福祉法人又は日本赤十字社	社会福祉施設整備要綱第 2 - 3 - (1) に規定する施設整備
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 6 項に規定する療養介護、同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 12 項に規定する自立訓練、同条第 13 項に規定する就労移行支援若しくは同条第 14 項に規定する就労継続支援に限る。）を行う事業所	障害者総合支援法第 79 条第 2 項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO 法人、営利法人等）	社会福祉施設整備要綱第 2 - 3 - (2) に規定する施設整備
障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 348 条第 2 項第 10 の 4 号及び第 10 の 6 号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人	同上
障害者総合支援法第 5 条第 8 項に規定する短期入所、同条第 17 項に規定する共同生活援助、同条第 18 項に規定する相談支援を行う事業所	障害者総合支援法第 79 条第 2 項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO 法人、営利法人等）	社会福祉施設整備要綱第 2 - 3 - (3) に規定する施設整備
上記に該当する施設のために設置された平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005010 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」の 3 に規定する応急仮設施設	本表中の施設の種類ごとに定められている設置者	本表中の施設の種類ごとに定められている整備内容

別表 2

次世代交付金要綱に基づく補助金

区分	設置者	整備内容
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する障害児入所施設	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	次世代交付金要綱 5 に規定する施設整備
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する児童発達支援センター並びに第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援及び同条第 4 項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所	児童福祉法第 34 条の 3 第 2 項に基づき事業を実施する法人(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO 法人、営利法人等)	同上
児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する保育所等訪問支援、同条第 7 項に規定する障害児相談支援を行う事業所	同上	同上